

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省河川局砂防部砂防計画課	電話番号： 03-5253-8467 e-mail: rvbsak@ou.mlit.go.jp
評価実施時期	平成22年2月22日	
規制の目的、内容及び必要性等	河道閉塞(天然ダム)等の土砂災害から国民の生命・身体を保護するため、市町村が住民への避難の指示等を適切に行えるよう、土砂災害の急迫した危険がある場合において、国又は都道府県による緊急調査を円滑に実施できるようにする。	
	法令の名称・関連条項とその内容	【関連条項】 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第28条 【内容】 緊急調査のための土地の立入り等
想定される代替案	他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用する際には、その土地の所有者の同意を得なければならないこととする。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地への立ち入りや、特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することを認めることにより、土地の所有者等が一時的に使用制限を受ける等の遵守費用が発生するが、損失補償規定(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第8項)が設けられていることもあって、その費用は殆ど生じない。
	(行政費用)	国又は都道府県による緊急調査を実施する際に、土地内に存する支障物件等を処理等することにより、損失補償に要する費用等の一定の行政費用が発生する。
(その他の社会的費用)	-	
規制の便益	便益の要素	
	国又は都道府県による緊急調査の実施時に、他人の占有する土地への立ち入りや、特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することを認めることにより、土砂災害の急迫した危険がある場合において、緊急調査が迅速かつ円滑に実施される。その緊急調査により土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を得ることができ、その情報を市町村に通知することにより、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができるようになり、河道閉塞(天然ダム)等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが可能となる。	土地の所有者が任意に土地への立ち入りや、作業場として一時使用することを認める場合は、本案と同様の効果を得られるものの、所有者が立ち入りや作業場としての使用に応じない場合や、所有者の意思が確認できない場合は、土地を使用等することができない。このような場合、土砂災害の急迫した危険がある場合において、緊急調査が迅速かつ円滑に実施されなくなる。そのため、市町村が住民への避難の指示を適切な時期に行うことを逸したり、本来被害が想定される区域及び時期よりも、広範囲かつ長期間に渡り避難指示を出す等、指示等を適切に行うことができないため、河道閉塞(天然ダム)等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが困難となる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案については、国又は都道府県による緊急調査を実施するための一定の行政費用が想定されるものの、土砂災害の急迫した危険がある場合において迅速かつ円滑な緊急調査の実施が可能となり、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができるようになり、河道閉塞(天然ダム)等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが可能となる。 一方、代替案については、本案と同様の行政費用が発生する一方で、土地の所有者が立ち入りや作業場としての使用に応じない場合や、土地の所有者の意思が確認できない場合は、土地を使用等することができないため、土砂災害の急迫した危険がある場合において、緊急調査が迅速かつ円滑に実施することができないため、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができないおそれがある。 このため、本案の方が代替案より優れていると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度委員会」提言(平成21年12月16日)6.(2)③ 国土交通大臣又は都道府県知事の命じた者等は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。	
レビューを行う時期又は条件	本規制は、土砂災害の急迫した危険がある場合において、国又は都道府県が緊急調査を実施する場合に適用されるものであり、今後の緊急調査の実施状況を踏まえて概ね5年後を目処に事後検証を実施する。	
備考		